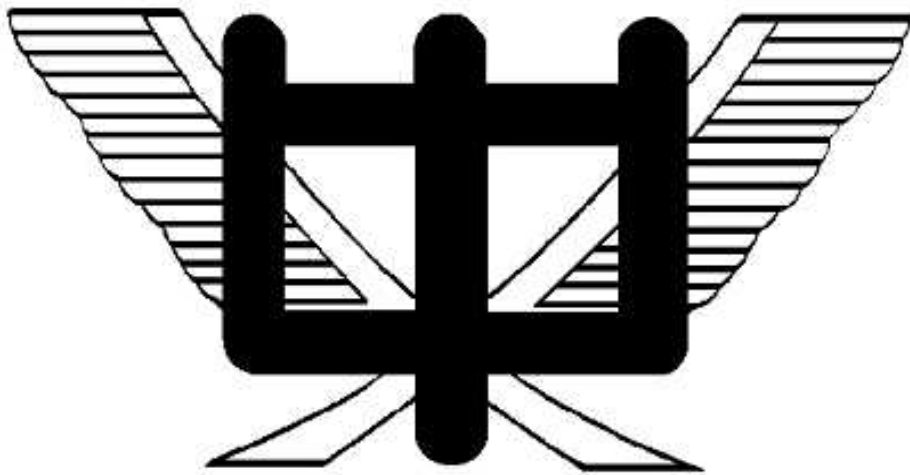


令和7年度  
和光市立大和中学校

# 第78回PTA総会



令和7年度  
和光市立大和中学校  
PTA総会次第

1. 議事

- (1) 令和7年度事業報告
- (2) 令和7年度決算報告
- (3) 令和7年度会計監査報告
- (4) 令和8年度役員・委員紹介
- (5) 令和8年度事業計画案審議
- (6) 令和8年度予算案審議

## 令和7年度 大和中学校PTA事業報告

	委員会	事業内容	市内PTA保護者会連合会等
4月	新旧役員引継ぎ 総会(書面決議)	安心安全メール登録案内配信 PTA会費集金・集計 あいさつ運動(本部)・通学路指導	
5月		体育祭手伝い 給食監査(会計)	和光市PTA保護者会連合会校新旧区間連絡会 和光市PTA保護者会連合会 総会
6月	第1回本部会(書面開催)		学校給食協会評議員会 和光市PTA保護者会連合会第1回校区間連絡会
7月		PTAだより発行(書記)	和光市PTA保護者会連合会第1回常任理事会
8月			
9月	第2回本部会	あいさつ運動(本部)	
10月			和光市PTA保護者会連合会第2回校区間連絡会 和光市人権教育推進協議会 現地研修 給食費検討委員会
11月	第3回本部会	飛翔祭 合唱コンクール受付 和光市民祭り 卒業記念品検討・決定・発注	全体研修会(市民祭り・ふれあい広場)
12月	役員選考委員会	PTA役員候補者選出のお願い配信 (書記作成→教頭先生配信) PTA役員決め くじ引きによる (対象者へ手紙配布)	和光市PTA保護者会連合会第2回常任理事会 給食費検討委員会
1月	第4回本部会	あいさつ運動(本部) くじ引き選出者の免除申請書の検討 新入生用PTAのしおり準備	
2月	役員選考委員会	次年度PTA役員選出 卒業式の花束・ネームホルダー発注(会計) 新入生PTA会費手紙配布準備 新入生保護者説明会出席(副会長) 市P研修会手伝い	和光市PTA保護者会連合会 役員代議員研修会 和光市人権教育推進協議会 研修会 和光市PTA保護者会連合会第3回校区間連絡会
3月		PTA役員選出決定のお知らせ配信 (書記→教頭先生へ依頼) 卒業式手伝い 来年度予算検討 新入生向け書類作成(書記) 総会資料準備(書記) 学年監査・会計監査(会計)	学校給食協会評議員会 和光市PTA保護者会連合会第3回常任理事会

外郭団体				
	和光市青少年育成推進委員会	和光市手をつなぐ親の会	心の教育推進委員会	和光市地域子ども防犯ネット
4月				
5月				
6月		総会(書面議決)		
7月			定例会	市内一斉パトロール
8月	夏季スポーツ大会受付・本部手伝い			
9月	定例会			第1回校区间連絡会議
10月		会費集金、振込		
11月			和光市民祭り	
12月	定例会・講習会	手をつなぐ親の会		
1月				第2回校区间連絡会議
2月	定例会			
3月				市内一斉パトロール

## 令和7年度 委員会事業報告

	安全委員会	美化委員会	飛翔祭委員会
4月	委員選出 通学路指導	委員選出 あいさつ運動	委員選出 あいさつ運動
5月	通学路指導 あいさつ運動 体育祭駐輪場整備	花壇整備・除草作業	
6月	地域防犯ネット校区間会議		
7月	あいさつ運動 市内一斉パトロール		飛翔祭実行委員会
8月			飛翔祭実行委員会
9月		あいさつ運動 青少年育成委員会定例会 ハロウィン飾り飾り付け	飛翔祭実行委員会 あいさつ運動
10月	地域防犯ネット校区間会議 合唱コンクール駐車場整備・受付	花壇整備・除草作業	飛翔祭実行委員会
11月	あいさつ運動 飛翔祭	ハロウィン飾り片付け	飛翔祭
12月		クリスマス飾り付け・片付け お正月飾り飾り付け 青少年育成委員会定例会	
1月		お正月飾り撤去 あいさつ運動	あいさつ運動
2月	保護者ネームホルダー準備 地域防犯ネット校区間会議	花壇整備・除草作業 青少年育成委員会定例会	
3月	あいさつ運動 市内一斉パトロール	卒業式手伝い	卒業式手伝い

## 令和7年度 和光市立大和中学校PTA決算報告書

収入の部 2,379,728 円  
 支出の部 1,865,097 円  
 次年度繰越金 514,631 円

<収入>

(単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減(△)	摘要
会費	1,798,600	1,792,050	△6,550	
繰越金	564,369	564,369	0	
収益金	0	21,191	21,191	飛翔祭
雑収入	0	2,118	2,118	利息
合計	2,362,969	2,379,728	16,759	

<支出>

(単位:円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減(△)	摘要	
運営費	PTAだより発行費	50,000	9,600	40,400	
	旅費交通費	10,000	0	10,000	
	慶弔費	30,000	10,000	20,000	お祝い、香典
	総会費	50,000	28,280	21,720	
	消耗品費	80,000	42,860	37,140	ネームホルダー代他
	小計	220,000	90,740	129,260	
委員会活動費	安全委員会	10,000	0	10,000	
	美化委員会	150,000	147,831	2,169	花壇整備費
	飛翔祭委員会	50,000	0	50,000	
	小計	210,000	147,831	62,169	
卒業対策費	600,000	675,610	△75,610	卒業記念品、卒業式生花	
学校協力費	310,000	310,000	0	生徒補助費、おやじの会	
特支活動費	5,000	4,906	94		
連合会会費	100,000	61,190	38,810	県P連、市P連、防犯ネット	
団体傷害保険	270,000	274,820	△4,820	PTA団体傷害保険	
周年行事積立金	150,000	150,000	0		
備品積立金	150,000	150,000	0		
予備費	347,969	0	347,969		
合計	2,362,969	1,865,097	497,872		

△印は予算額よりも決算額が超過したものの

(収入) 2,379,728 円 - (支出) 1,865,097 円 = (残高) 514,631 円  
 514,631 円 を令和8年度へ繰り越します。

《 周年行事積立金 》

(単位:円)

項 目	収入金額	支出金額	差引残高
繰越金	1,558,476	0	1,558,476
利息	2,518	0	1,560,994
本会計より	150,000	0	1,710,994
合 計	1,710,994	0	1,710,994

※積立金間の流用可

《 備品積立金 》

(単位:円)

項 目	収入金額	支出金額	差引残高
繰越金	1,546,609		1,546,609
利息	2,499		1,549,108
本会計より	150,000		1,699,108
合 計	1,699,108	0	1,699,108

※積立金間の流用可

《 PTA会費預かり金 》

(単位:円)

項 目	収入金額	支出金額	差引残高
繰越金	1,804,969		1,804,969
利息	2,695		1,807,664
令和7年度会費預かり分(生徒)	1,552,000		3,359,664
会費(3年生)		566,000	2,793,664
会費(2年生)		626,000	2,167,664
会費(1年生)		516,000	1,651,664
転出者会費返金分		8,000	1,643,664
合 計	3,359,664	1,716,000	1,643,664

上記の通り報告いたします。  
和光市立大和中学校PTA


会長

下家 宏之 

会計


清宮 恵 

会計

吉川 由紀子 

会計監査の結果、正確であることを証明します。  
令和8年3月31日

会計監査

上原 あすか 

会計監査

沼田 瓜子 

## 令和8年度 大和中学校PTA新役員

PTA会長	北村秀一郎		
副会長	畠井 純子	水野 香	
会計	梅木 美香	増渕 志保	松本 健太
書記	前田 幸子	渡邊 範子	
安全委員長	小林 奈央		
安全副委員長	平山真智子		
美化委員長	斎藤 重隆		
美化副委員長	大宮さゆり		

※教頭先生が副会長に加わります

## 令和8年度 会計監査 ・ 顧問

会計監査	浅見 志真	吉川 由紀子
顧問	大家 宏之	

(氏名音順)

## 令和8年度 大和中学校PTA事業計画（案）

	委員会	事業内容
		本部
4月	新旧役員引継ぎ会 PTA総会 本部会	入学式手伝い 制服リサイクル・ネームホルダー配布 PTA会費集金・集計 市内一斉あいさつ運動 保護者委員会登録 会計監査
5月		PTAだより発行 和光市PTA保護者会連合会新旧校区間連絡会 和光市PTA・保護者会連合会 総会 体育祭受付協力
6月		和光市PTA保護者会連合会校区間連絡会
7月	本部会	市内一斉パトロール 和光市PTA保護者会連合会常任理事会
8月		
9月		市内一斉あいさつ運動 手をつなぐ親の会集金・集計
10月		80周年記念行事 和光市PTA・保護者会連合会 校区間連絡会議 合唱コンクール受付協力
11月	本部会	和光市PTA・保護者会連合会 市民まつり参加協力
12月	本部会(役員選考委員会)	和光市PTA・保護者会連合会 校区間連絡会議 和光市PTA・保護者会連合会 理事会
1月	本部会(役員選考委員会)	市内一斉あいさつ運動 朝霞地区学校保健会講演会
2月	本部会 新役員選出	和光市PTA・保護者会連合会 代議員研修会 新入生保護者説明会出席
3月	3月総会(書面決議)	市内一斉パトロール 会計監査、総会資料作成 大和中学校卒業証書授与式出席 市内小学校卒業証書授与式出席

(通年事業) \* 外郭団体への参加  
\* 学校応援団(読み聞かせ)  
\* 制服リサイクルの回収

	事業内容	
	安全委員会	美化委員会
4月	委員選出 あいさつ運動 入学式手伝い	委員選出 あいさつ運動 入学式手伝い
5月	体育祭駐輪場整備	花壇整備・除草作業
6月		
7月	市内一斉パトロール	
8月		
9月	あいさつ運動	あいさつ運動
10月	合唱コンクール駐車場整備・受付	花壇整備・除草作業
11月		
12月		
1月		
2月	あいさつ運動	花壇整備・除草作業 あいさつ運動
3月	市内一斉パトロール ネームホルダー準備 卒業式手伝い	卒業式手伝い

## 令和8年度 和光市立大和中学校PTA予算（案）

＜収入＞

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	摘要
会費	1,864,000	1,798,600	65,400	1年311,2年262,3年314,教職員50
繰越金	514,631	564,369	△49,738	
雑収入	0	0	0	預金利息
合計	2,378,631	2,362,969	15,662	

＜支出＞

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	摘要	
運営費	PTAだより発行費	30,000	50,000	△20,000	
	旅費交通費	10,000	10,000	0	研修会参加、交通費
	慶弔費	30,000	30,000	0	お祝い、香典他
	総会費	50,000	50,000	0	PTA役員謝礼他
	消耗品費	80,000	80,000	0	コピー用紙代他
	小計	200,000	220,000	△20,000	
委員会活動費	安全委員会	10,000	10,000	0	
	美化委員会	150,000	150,000	0	花壇整備費
	飛翔祭委員会	0	50,000	△50,000	
	小計	160,000	210,000	△50,000	
卒業対策費	700,000	600,000	100,000	卒業記念品代、卒業式生花他	
学校協力費	310,000	310,000	0	生徒補助費、おやじの会他	
特支活動費	5,000	5,000	0		
連合会会費	100,000	100,000	0		
団体傷害保険	300,000	270,000	30,000	PTA団体傷害保険	
周年行事積立金	150,000	150,000	0		
備品積立金	150,000	150,000	0		
予備費	303,631	418,860	△115,229		
合計	2,378,631	2,433,860	△55,229		

△印は前年度の予算額より本年度予算額が減額したものの  
各項目流用可

# 和光市立大和中学校 P T A 規約

## 第 1 条 名 称

本会は和光市立大和中学校 P T A と称する。  
事務局を和光市立大和中学校内におく。

## 第 2 条 目 的

本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒の教育について協力する。
3. 保護者と教職員と一般の協力を推進し、学校の教育環境の整備をはかる。
4. 会員相互の研修により教養を高める。
5. 民主教育に対する理解を深め、これを推進する。
6. この地域の社会教育の振興を助ける。

## 第 3 条 方 針

本会は前条の目的を達成するため、次の方針をもって活動する。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 特定の個人または法人（政治・宗教等）、その他の利益を目的とした団体への関与はしない。
3. 学校及び教育関係者と教育問題について討議し、またその活動を助けるため意見を具申するが、学校管理や教員の人事には干渉しない。

## 第 4 条 会 員

本会の会員は、和光市立大和中学校に在籍する生徒の保護者及び同校に勤務する教職員とする。

会員はすべて平等の権利と義務を有する。また、会員は、各委員会のいずれかに所属し、PTA 事業に参加・協力するものとする。

## 第 5 条 会 計

〈経 費〉 本会の経費は、会費及びその他の収入による。

〈会 費〉 会費は生徒一人につき月 150 円。但し、入学時は 3 ヶ年の諸経費として 600 円を加算する。

〈会計年度〉 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

〈納入方法〉 会費は 3 ヶ年一括で納入する。

〈納入時期〉 入学・転入時一括とする。転出時は申し出により応ずる。

## 第 6 条 役 員

本会は次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2 名 ・ 教頭
3. 会 計 3 名
4. 書 記 2 名

但し、副会長、会計、書記については上記を最低人数とし、年度毎に必要なに応じた人数を選出する。

## 第7条 役員選出

本会の役員は会員の中より次の方法で選出する。

1. 役員は3月総会（書面決議）に諮り決定する。
2. 役員の任期は4月1日より3月31日までの1年とする。  
但し、再任はさまたげない。
3. 会長は互選により決定する。
4. 副会長は会長が委嘱する。
5. 書記・会計・各委員会の正副委員長は会長が副会長と協議の上、委嘱する。

## 第8条 役員の任務

役員の任務は次の通りである。

1. 会長は会を代表し、会務を統括し、会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
3. 会計は会計事務を処理し、定期総会において報告する。
4. 書記は総会・全体委員会・運営委員会の議事を記録し、各会合の通知をする。

## 第9条 会計監査

監査は会長が副会長と協議の上、委嘱する。

監査は年度の会計を監査し、定期総会において報告する。

## 第10条 顧問

本会は顧問をおくことができる。

顧問は会の運営について必要により会長の相談に応じる。

## 第11条 会議

〈総会〉

1. 総会は本会の最高の議決機関で事業決算報告・監査報告及び計画案・予算案・役員を選任、その他重要事項を審議する。
2. 総会決議は出席者の過半数の同意を要し、定足数は会員の3分の2以上とする。但し、委任状をもって出席にかえることができる。
3. 総会は全会員で構成し、定期総会は毎年1回会長が招集し、3月総会は書面決議をもって決定する。但し会員の5分の1以上の要請があった場合、または運営委員会が必要と認めた場合臨時総会を開催する。
4. 事情によりやむを得ない場合は、運営委員会の決議をもってこれにかえることができる。

〈運営委員会〉

運営委員会は正副会長・会計・書記及び正副委員長によって構成され、必要に応じて開催し、会の運営にあたる。

〈委員会〉

各委員会は各々の活動に即した会議を必要に応じて開催する。

1. 安全委員会は生徒の安全を守ることを主とした活動をする。
2. 美化委員会は生徒の教育環境の美化・整備のために活動する。
3. 飛翔祭委員会は大和中学校飛翔祭の企画、運営にあたる。

※学校長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

## 附 則

本規約は昭和34年 3月10日より施行する。  
本規約は昭和37年 4月 1日より一部改正し施行する。  
本規約は昭和39年 4月18日より一部改正し施行する。  
本規約は昭和43年 4月26日より一部改正し施行する。  
本規約は昭和46年 4月28日より一部改正し施行する。  
本規約は昭和48年 1月25日より一部改正し施行する。  
本規約は昭和49年 5月 7日より一部改正し施行する。  
本規約は昭和50年 5月17日より一部改正し施行する。  
本規約は平成 2年 5月12日より一部改正し施行する。  
本規約は平成12年 5月20日より一部改正し施行する。  
本規約は平成13年 5月19日より一部改正し施行する。  
本規約は平成17年 4月28日より一部改正し施行する。  
本規約は平成17年11月11日より一部改正し施行する。  
本規約は平成18年 3月 2日より一部改正し施行する。  
本規約は平成21年 5月 2日より一部改正し施行する。  
本規約は平成23年 4月29日より一部改正し施行する。  
本規約は平成24年 4月27日より一部改正し施行する。  
本規約は平成25年 4月26日より一部改正し施行する。  
本規約は平成28年 1月15日より一部改正し施行する。  
本規約は平成29年 4月21日より一部改正し施行する。  
本規約は平成30年 4月20日より一部改正し施行する。  
本規約は令和 2年 4月 1日より一部改正し施行する。  
本規約は令和 3年 3月31日より一部改正し施行する。  
本規約は令和 8年 3月31日より一部改正し施行する。

第1条 この規程は、第78回PTA総会の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第2条 当分の間、第7条の規定にかかわらず、役員選出方法を以下のとおりとする。

本会の役員は会員の中より次の方法で選出する。

- (1) 役員は3月総会（書面決議）に諮り決定する。
- (2) 役員の任期は4月1日より3月31日までの1年とする。

但し、再任はさまたげない。

- (3) 会長は互選により決定する。

但し、会長がやむを得ない事情により任務を継続できない場合には、役員及び委員選考規程第1条第1項第2号の例により選出する。

- (4) 副会長は会長が委嘱する。
- (5) 書記・会計・各委員会の正副委員長は会長が副会長と協議の上、委嘱する。

# 役員及び委員選考規程

第1条 本会の役員は次の方法により選出する。

1. 本会の役員は、役員選考委員会において次年度役員候補者を選出し、3月総会(書面決議)により決定する。
2. 次年度役員候補者は、全会員の投票により推薦を受けた者及び役員に立候補した者の中より選考委員会において選出する。

第2条 役員選考委員は次の方法によって選出し、選考委員会を編成する。

1. 各委員会より1名、役員より3名以上で構成する。
2. 正副選考委員長は選考委員の中より互選により決定する。
3. 選考委員または選考委員の配偶者が役員候補者に選ばれたときは選考委員の職を失う。但し、会長は相談役として残ることができる。

第3条 登録委員

1. 会員は、いずれかの委員会に登録する。
2. 登録した委員会の任期は定期総会から1年間とする。
3. 各委員会の委員長は、第2条の選考委員会で選出する。
4. 各委員会の副委員長は、各委員の互選により決定する。
5. 登録した委員会は、原則として変更できないものとする。  
但し、正副委員長が、委員会の活動に支障をきたすと判断した場合、この限りではない。

## 附 則

本規程は昭和46年 4月28日より施行する。  
本規程は昭和57年 1月28日より一部改正し施行する。  
本規程は平成 6年 3月 2日より一部改正し施行する。  
本規程は平成 7年 2月21日より一部改正し施行する。  
本規程は平成13年 5月19日より一部改正し施行する。  
本規程は平成17年 4月28日より一部改正し施行する。  
本規程は平成18年 3月 2日より一部改正し施行する。  
本規程は平成23年 4月29日より一部改正し施行する。  
本規程は平成24年 4月27日より一部改正し施行する。

第1条 この規程は、第74回PTA総会の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第2条 当分の間、第1条の規定にかかわらず、役員を選出方法を以下のとおりとする。

- 1 本会の役員は次の方法により選出する。
  - (1) 本会の役員は、役員選考委員会において次年度役員候補者を選出し、3月総会(書面決議)により決定する。
  - (2) 次年度役員候補者は、全会員の投票により推薦を受けた者または役員に立候補した者もしくはくじ引きにより選出された者のうちから選考委員会において決定する。
- 2 前項第2号に定めるくじ引きの方法については、別に定める。

## くじ引きによる候補者の選出に関する細則

令和4年4月1日 第1版

令和8年4月1日 改正

### 1. くじ引きの概要

くじ引きは、次年度役員候補者（会長・副会長・書記・会計・その他委員会の正副委員長をいう。）を選出することを目的として行う。

毎年11月中に「PTA役員候補者選出のお願い」を会員全員に配布し、投票により推薦を受けた者または立候補した者を次年度役員候補者とする。その結果、次年度役員候補者が必要な人数分選出された場合は、くじ引きは行わない。

### 2. くじ引きの方法

くじ引きは、毎年1月末までに現1学年及び2学年のうち、けやき・さくらクラスを除くすべてのクラスにおいて行い、候補者の選出状況に応じて1クラス2名または3名を選出する。くじ引きの方法については、各クラスにおいて公平かつ合理的な手段により行う。

例1) 全員分の出席番号を書いた紙片を箱に入れ、担任が2回引く。

例2) 箱に「当たり」の紙片2枚と「はずれ」の紙片を合わせて生徒の人数分入れ、生徒全員が1回引く。（長期欠席者については除外する。当日欠席の生徒については、「当たり」の紙がまだ引かれていない場合に限り、出席時に引く。）

### 3. 選出者への通知

くじ引きにより選出された者に、「役員引受書 兼 免除申出書」を手渡しまたは郵送等の手段により配達し、通知する。

### 4. 免除

以下に挙げる理由により役員候補者を引き受けることが困難な者は、「役員引受書 兼 免除申出書」に詳細な理由を記入し、学校またはPTA本部あてに免除申請を提出することができる。免除の可否に関しては、本部会議にて決定する。

### 5. その他

令和5年4月1日以降、本細則は総会の議決により改廃することができる。

# 慶弔規程

本会は下記に該当する場合には慶弔金を贈る。

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1. 学校教職員が結婚した時は祝い金として。          | 5千円 |
| 2. 会員の住居が焼失流損壊等の災害を受けた時は見舞金として。 | 5千円 |
| 3. 本会の会員及び学校教職員が死亡した時は弔慰金として。   | 5千円 |
| 4. 本校の生徒が死亡した時は弔慰金として。          | 1万円 |
| 5. その他、必要と認めた場合運営委員会に諮って決定する。   |     |

附 則	本規程は昭和48年	1月26日より施行する。
	本規程は昭和57年	1月28日より一部改正し施行する。
	本規程は平成 元年	5月13日より一部改正し施行する。
	本規程は平成 6年	3月 2日より一部改正し施行する。
	本規程は平成17年	4月28日より一部改正し施行する。
	本規程は令和 2年	4月24日より一部改正し施行する。

